# 日置市人権教育 · 啓発基本計画



# はじめに



本市は、平成17年(2005年)5月1日に東市来町・伊集院町・日吉町・吹上町の4町が合併し、人口約5万3千人の日置市として誕生しました。

合併後に策定した、第1次日置市総合計画では、まちづくりの基本理 念として、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かした、ふれあいあふ れる健やかな都市づくり」を掲げ、各施策や事業の実施に努めています。 人権施策に関しては、「古のロマンが織りなす歴史と伝統、風土を生かし た教育・文化のまちづくり」を将来像とし、「人権教育の推進、人権を守 り心の通うまちづくり」を図ることを定めています。

しかし、今なお、同和問題や女性に対する暴力、高齢者や子どもに対する虐待などの様々な人権問題が、家庭、地域、学校、職場など、私たちの身近なところに存在しています。

人権を尊重する平和な社会づくりの第一歩は、人権問題が身近な問題であることを市民の一人ひとりに知っていただくことです。そして多くの市民が、すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されていることを理解し、個の違いを豊かさとして認め合い、人権を尊重しようとする姿勢を持つことが大切です。

今回、多くの市民に人権の大切さをご理解いただけるよう、これからの人権教育・啓発施策の指針となる「日置市人権教育・啓発基本計画」を市民の皆様の意見をいただきながら策定しました。

今後は、この計画に基づき、人権教育・啓発に関する施策を総合的に 推進してまいります。そして市民一人ひとりの人権が尊重される住みよ いまちとなることを心から祈念します。

最後に、この基本計画の策定にあたり、多くのご意見をいただきご尽力を賜りました日置市人権教育・啓発基本計画策定委員会委員の皆様には心から感謝を申し上げます。

平成25年3月 日置市長 宮路高光

# 目 次

第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 基本計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 基本計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2章 基本計画の基本理念と目標・・・・・・・・・・・・5
1 基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第3章 人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・6
1 あらゆる場における人権教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(1) 学校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 家庭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 地域社会・・・・・・8
(4) 企業・職場等・・・・・・・9
2 分野別施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(1) 女性の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(2) 子どもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(3)高齢者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(4) 障がいのある人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・16
(5) 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(6)外国人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(7) H I V 感染者等の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(8) ハンセン病患者・元患者等の人権・・・・・・・・・・・・・・22
(9) 犯罪被害者等の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(10) インターネット等による人権侵害・・・・・・・・・・・・・・24
(11) 北朝鮮当局による拉致問題等・・・・・・・・・・・・・・・・26
(12) その他の人権課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
3 特定職業従事者に対する研修等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・27
4 総合的かつ効果的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・29
第4章 基本計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	1	推進	体抗	制·		• •		• •	• •		• •	• •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	 		• •		 • •	32
	2	関係	機	對。	ر ح	のi	車打	隽	の	促	進					• •						•		 			• •	 	32
	3	基本	計[	画(	かこ	ファ	才 1	口		ア	ツ	プ	ح	見	直	L						•		 			• (	 	32
用	語解	≩説・・	• • •		•••	• • •	• •	•						••		• • •						• •		 	. •		• (	 	33
資	料·															• •								 	. •			 	40
	世界	人権	宣言	言•										• •		• •						•		 			• •	 	41
	日本	国憲	法	( ‡	抜精	卆)	•							• •	• •							•		 •			• (	 	47
	人権	重教育	及7	び、	人柞	雀昂	<b>答</b>	発	の	推	進	に	関	す	る	法	律					•		 •			•	 	50
	日置	<b>是</b> 市人	権	教	育	• 厚	<b>答</b>	発	基	本	計	画	策	定	委	員	会	設	置	要	綱	•		 •			•	 	52
	日置	市人	権	教 7	育	• <b>万</b>	<b>李</b>	発	庁	内	委	員	会	設	置	規	程					•		 	. <b>.</b>		•	 	54

# 第 1 章 はじめに

#### 1 基本計画策定の趣旨

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追及する権利です。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が人々の相互の間において共に尊重されることが必要です。そのためには、私たち一人ひとりが、人権の意義や重要性について理解を深め、また、日常生活の中で、人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚を身に付けられるよう、人権に関する教育及び啓発活動を積極的に取り組んでいかねばなりません。

人権教育・啓発施策については、平成12年(2000年)12月施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」において、地方公共団体の人権教育・啓発に関する施策について責務が定められ、その取組が求められています。

国においては、平成14年(2002年)3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」を、また、鹿児島県も平成16年(2004年)12月に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定したところです。

本市も、人権教育・啓発に関する取組を平成18年(2006年)4月策定の第1次日置市総合計画において、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かな地域づくりのため、人権教育・啓発活動や人権相談の充実の施策等を掲げ、人権尊重のまちづくりを目指しているところです。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお、様々な人権問題が発生しています。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人をめぐる人権問題のほか、近年の国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等による新たな人権問題、犯罪被害者等の人権問題やインターネット等による人権問題、北朝鮮当局による拉致問題など人権問題が存在しています。

このことは、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に 定着していないことなどが考えられ、国、地方公共団体は、人権教 育・啓発に関する一層の取組が求められています。

このため、今後の人権教育・啓発の指針として、国や県の基本計画 を参考にするとともに、「第1次日置市総合計画」や各種計画等との整

#### 第1章 はじめに

合性を図りながら、ここに、「日置市人権教育・啓発基本計画」を策定 しました。

#### 2 基本計画の性格

この基本計画は、人権教育・啓発推進法第5条に基づき、本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を行うため、必要な事項を定めるものです。

この基本計画の目的は次のとおりとし、計画期間は平成25年度からとします。

終期は、中・長期的な展望の下に策定された国の基本計画の趣旨を 踏まえて特に定めません。

# (1) 人権をめぐる現状及び課題を明らかにする

同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人及び外国人に関する人権問題などに加え、犯罪被害者、HIV感染者、インターネット等による人権侵害のほか、ハンセン病問題や拉致問題など、人権をめぐる現状及び課題を明らかにします。

#### (2) 本市の基本的方向を明らかにする

本計画に基づき人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進に取り組むこととし、本市における人権教育・啓発施策の基本的方向を明らかにします。

# (3) 人権問題の解決に資する

本市の各種施策において、人権問題を踏まえた施策を展開するとともに、人権問題に関する相談及び支援を促し、その解決に努めます。

# 3 基本計画策定の背景

#### (1) 国際的な動向

20世紀に二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、その反省から、昭和 23年(1948年)、国際連合(国連)において、全ての人々と全ての国が 達成すべき基準として世界人権宣言が採択されました。その後も人権 を確立するためにさまざまな条約等が採択され、世界的な取組が行わ

#### 第1章 はじめに

れました。しかしながら、世界各地では、未だに民族紛争や宗教対立 などにより、人権を脅かす問題が起きています。

こうした状況の中で、国際社会で人権気運が高まり、平成6年(1994年)の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成16年(2004年)12月には、その後継計画として「人権教育のための世界計画」が決議されています。

#### (2) 国・県の動向

国は、基本的人権にかかわる同和問題に関して、昭和40年(1965年)の同和対策審議会の答申「同和問題の解決は国の責任であると同時に国民的課題である」を受け、昭和44年(1969年)に同和対策事業特別措置法、及びその他制定された法律等に基づく同和問題の解決のための施策を講じました。

また、人権の確立に向けた取組について、平成9年(1997年)に人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。平成12年(2000年)には、人権教育・啓発のより一層の推進を図るための「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行、この法律に基づいて、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、国民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していくための取組が実施されています。

鹿児島県においては、平成10年(1998年)に「人権宣言に関する決議」を採択、翌11年(1999年)に「人権教育のための国連10年」を推進する鹿児島県行動計画を策定し、人権に対する県民の意識の高揚を図りました。

平成16年(2004年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に定める地方公共団体の人権教育・啓発の取組の規定、及び同和問題や高齢者、子どもに関する人権問題の存在等を踏まえ「人権教育のための国連10年」鹿児島県行動計画の内容を充実、発展させた「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発施策の一層の総合的かつ効果的な推進が図られています。

#### 第1章 はじめに

#### (3) 本市の状況

本市においては、合併前の平成10年(1998年)3月、旧伊集院町議会は「人権宣言」を採択するとともに、旧伊集院町として「人権尊重宣言の町」を表明しました。また、旧4町のそれぞれにおいて、人権教育や各種の啓発活動を実施するなど、人権意識の啓発に取り組んできました。

合併後は、第1次日置市総合計画において、人権教育・啓発活動や 人権相談の充実の施策等を掲げ、関係課連携の下、市民一人ひとりが 同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、 外国人等の人権問題を正しく理解するための取組を実施し、人権尊重 のまちづくりの実現に努めているところです。人権教育の実施主体は 教育委員会が、人権啓発の実施主体は分野別の人権問題を所掌する各 所管課がそれぞれ担っています。

今後は、「人権条例の制定」や「人権尊重のまち宣言」をはじめ、総合的かつ効果的な施策の推進が求められています。

# 第 2章 基本計画の基本理念と目標

#### 1 基本理念

世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。

すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、平和で 民主的かつ幸福な社会をつくる礎です。

しかしながら、人権に関しては、今なお、様々な問題が提起されて います。

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるためには、 市民一人ひとりの努力はもとより、家庭、学校、地域社会、企業、団体等、あらゆる関係機関・団体が一体となり、連携の下に、人権教育・啓発施策の推進に積極的に取り組むことが不可欠です。

また、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにもかかわらず、 すべての人が生活しやすい環境づくりを目指すユニバーサルデザイン の考え方は、人権尊重に立った理念であり、この理念を踏まえながら 取り組むことも重要です。

こうした基本認識の下、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図り、「相互の人権が尊重され、人権文化が息づく心豊かな日置市の実現」に努めます。

#### 2 目標

本市の第1次日置市総合計画では、「古のロマンが織りなす歴史と伝統、風土を生かした教育・文化のまちづくり」を将来像とし、「人権教育の推進、人権を守り心の通うまちづくり」を施策の一つに位置づけ、人権尊重のまちづくりを目指しているところです。これからも、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らしていける日置市を実現するため、人権尊重の精神が育まれ、日常生活の中に人権が共存する社会を目指した人権教育・啓発を推進していくこととします。

このようなことから、この基本計画の目標を「一人ひとりの人権が 尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいをもって 暮らせる人権尊重のまちの実現を目指す」と定め、人権教育・啓発に関 する施策等を総合的かつ計画的に推進します。

# 1 あらゆる場における人権教育・啓発

#### (1) 学校等

#### 【現状と課題】

学校等においては、子どもが人権尊重の精神や豊かな人間性などを 身につけることは、極めて大切なことです。そのため、学校教育にお いては、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、あらゆる教育活動を 通じ人権尊重の意識を高めるための教育が行われています。

しかしながら、学校等をめぐる状況をみると、校内暴力やいじめ、 不登校等の人権にかかわる問題が発生するなど、人権教育は知的理解 にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や 教職員に人権尊重の理念についての認識が必ずしもいきわたっていな いなどの問題も指摘されています。

本市では、同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と 認識を深め、人権尊重の精神と実践的態度の高揚を図るために、教育 活動全体を通じて人権教育を推進しています。

今後とも、人権の意義・重要性についての正しい知識や、日常生活の中で人権上問題となるような出来事に接した際に、直感的にそれはおかしいと思う感性や人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けさせる取組が必要です。

#### 【施策の方向】

ア 発達段階に応じた人権教育の推進

- (ア) 幼児期においては、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの認識に立ち、人権尊重の精神の芽生えを育むような教育の推進に努めます。
- (4) 義務教育においては、多様な体験活動等を通して、社会生活上のルールや基本的なモラル等の倫理観、協調の精神を育むなどの道徳教育の充実を図るとともに、自他の生命を尊重する心とお互いを認め合い共に生きていく人権尊重の心を培う取組を充実するなどの心の教育の推進に努めます。
- (ウ) 高等学校教育においては、社会生活上のルールや基本的なモラ

ル等の倫理観や規範意識を身に付けさせ、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育を推進するとともに、生命尊重・人権尊重の取組を充実させるなど心の教育の推進に努めます。

#### イ 指導内容・方法等の充実

効果的な学習教材等を作成し、指導内容や方法の充実を図るとともに、社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験活動や高齢者、障がいのある人等との交流活動の推進を図ります。

#### ウ 教職員の資質向上

教職員の使命感、専門性を高めるとともに、人権感覚の高揚を図るための研修や講座を組織的、計画的に実施し、資質の向上を図ります。

#### エ相談体制の充実

教育相談やスクールカウンセラーによる相談活動の周知、充 実を図るとともに、相談員等の資質向上を図ります。

# (2) 家庭

#### 【現状と課題】

家庭は、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する場であり、すべての教育の出発点といえます。そして、社会で生活していく上で、基本的な生活習慣や社会性を、きちんと身に付けさせる場として、子どもの人格形成に重要な役割を担っています。

しかし、近年、核家族化や少子化等、家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、育児不安、しつけに対する自信の喪失など、家庭における教育力の低下が指摘されてきており、子どもへの虐待や子どもから親に対する暴力などの人権問題が生じています。

日常生活における人権感覚を涵養するため、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備が必要となっています。

# 【施策の方向】

家庭は、すべての教育の出発点であり、保護者自身が偏見を持たず、 差別しないことなどを日常生活において子どもに示していくことが重 要であることから、家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供の充 実に努めます。

子育ての楽しさと愛着形成を通して親自身が成長できるような育児環境を確保するため、また、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために医療機関や地域子育て支援センター等、教育、保健、福祉の関係機関、団体との連携を深め、相談機能の強化や情報提供体制の充実に努めます。

#### (3) 地域社会

#### 【現状と課題】

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を 図り、社会構成員としての自立を促す大切な場です。

本市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意志に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備、生涯学習推進大会及び各種研修会での講演や出前講座での学習機会の提供に努めています。

また、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように参加型学習を 取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な 人権課題に応じた研修を実施しています。

地域社会には、女性、子ども、高齢者、同和問題など様々な人権問題が存在しており、人権教育・啓発活動が不十分という指摘もあります。したがって、地域の実情に応じた学習情報や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズに合ったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが求められています。

さらに、住民意識の都市化の進行等により、市民に地域社会の一員としての意識が希薄になりつつあるため、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として、一層充実させることが必要となります。また、市民の自主的な人権学習や人権啓発のための組織づくりやその活動を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、学習者の実態に即した

目標や方向性、内容等を持った学習プログラムを開発することが必要となります。

#### 【施策の方向】

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。そのため、以下の点に留意して人権教育を実施していきます。

- ア 同和問題をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を深めるために、社会教育施設を拠点とした人権に関する多様な学習機会を提供していきます。そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していけるよう、専門性を備えた指導者の育成に努めます。
- イ 学習のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型 学習のプログラムを取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改 善を図ります。
- ウ 学校教育との連携を図り、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする、多様な体験活動の充実を図ります。

#### (4) 企業·職場等

#### 【現状と課題】

企業・職場等は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域の雇用の場を確保するなど、地域社会に深くかかわるとともに、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

近年、企業・職場等の社会的責任への関心はますます高まり、それ ぞれの状況に応じた取組が行われていますが、障害者の法定雇用率達 成、高齢者の継続雇用、男女の賃金や昇進等の格差是正、職場内のセ クシュアル・ハラスメント防止など、多くの課題が存在しています。

企業・職場等に対する人権教育・啓発の取組については、これまで 以上に関係機関との連携を図りながら充実することが求められます。

#### 【施策の方向】

ア 企業・職場等における教育・啓発の推進

企業・職場等の主体的な人権問題への取組を促進するため、あらゆる機会を通じ様々な人権問題について、広報紙、ホームページ、ポスターなどにより情報提供を行い人権意識の高揚に努めます。

#### イ 企業・職場等の研修に対する支援

企業・職場等の研修の促進を図るため、人権擁護委員との連携により、啓発資料の提供、講師の紹介、ビデオ等の教材の貸出など、その支援の充実に努めます。

#### ウ 公正な採用選考及び雇用の促進

すべての人々の就職の機会均等を保障するための公正な採用選考促進に向けた啓発に努めるとともに、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」などの法制度や施策の周知を図り、雇用の促進に努めます。

# 2 分野別施策の推進

#### (1) 女性の人権

#### 【現状と課題】

日本国憲法は、法の下の平等について規定し、政治的、経済的又は 社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における男 女平等を規定しています。しかし、現実には、固定的な性別役割分担 意識が根強く残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利 益を受けることが少なからずあります。また、ドメスティック・バイ オレンス、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカ 一行為等、女性に対する暴力が社会的な問題になるなど、真に男女共 同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

女性の地位向上は、世界各国に共通した問題となっており、昭和50

年(1975年)の国際婦人年以降、女子差別撤廃条約の採択や世界女性会議の開催など、様々な取組が国際的な規模で行われています。

我が国においては、従来から、こうした国際的な動向を見ながら、 男女共同参画社会形成の一環として、男女平等や女性の人権の確立に ついての取組が進められてきており、平成11年(1999年)6月には 「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

また、女性に対する暴力に関しては、平成12年(2000年)11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が、平成13年(2001年)10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されるなど、立法的な措置がとられています。

なお、DV防止法については、平成19年(2007年)に改正され、保護命令制度の拡充が加えられたほか、市町村の努力義務として基本計画策定などが盛り込まれました。

本市においては、平成20年3月「日置市男女共同参画基本計画」を 策定し、「男女共同参画推進懇話会」を設置するとともに、男女共同参 画社会促進のための施策を推進してきました。各種の法律・制度の整 備や教育・啓発などの実施により徐々に状況は改善されてきています が、社会にはいまだ、男女に不平等な慣行やしきたりが残っており、 様々な面での男女共同参画を阻害する要因になっています。男女平等 を推進する学習や教育を充実し、男女共同参画の理念の浸透を図る必 要があります。

# 【施策の方向】

ア 男女平等の教育・啓発の推進

性別による役割分担意識の是正に向けて、男女平等や人権尊重の理念を広く社会に根付かせるため、啓発イベントや各種講座の実施、家庭、学校、地域社会、企業など社会のあらゆる分野において男女平等を推進するための教育・啓発活動に取り組みます。

#### イ 政策等の立案・決定への女性の参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推 進するため、性別役割分担を見直すための意識啓発や人材育成を

行い、女性の参画の推進を図ります。

#### ウ 暴力の根絶

暴力は、人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力(DV)では、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として、性別による固定的役割分担意識など構造的な問題があります。暴力を社会的な問題としてとらえ、あらゆる場で研修や広報・啓発活動を推進します。また、関係機関との連携の強化、被害者の保護・自立支援に取り組みます。

# エ 働く場における男女共同参画の促進

労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者にあっては母性が尊重され充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の周知を図るとともに、労働者の就労条件や仕事と子育て・介護の両立を支援する雇用環境の整備についての広報・啓発を促進します。

# オ 相談体制の充実

暴力や働く場における性差別等、様々な人権問題の解決を支援 するため、各種相談機関において、相談者に対する助言や必要な 情報提供等を行うとともに、国や県などの関係相談機関との連携 に努め、相談体制の充実を図ります。

#### (2) 子どもの人権

#### 【現状と課題】

我が国においては、日本国憲法の下、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきており、平成元年(1989年)の国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたのを受けて、平成6年(1994年)にこれを批准しました。さらに、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪が多発するとともに、学校をめぐっては、いじめや不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にあることから、平成11年(1999年)に「児童買春、児童ポルノ

に係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されるなど、個別立法による対応も進められています。

子どもの人権を守るためには、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要です。大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

また、子どもを取り巻く環境は全国的に大きく変化しています。家庭においては、少子化や核家族化を背景に、子どもの親に対する暴力や親の子どもに対する暴力、養育放棄、遺棄などの児童虐待が大きな問題となっています。学校においては、学歴を偏重する社会意識などを背景に、いじめ、不登校、体罰などが大きな問題となっています。さらに、地域社会においては、地縁的な連携が弱まり、人間関係の希薄化が進むなか、有害図書やビデオ等の氾濫やインターネットの出会い系サイト等を介した性的被害、シンナー等薬物乱用などが社会問題となっています。

本市においては、国の「次世代育成対策推進法」に基づく日置市子育て支援計画の下、次代を担う子どもたちや、子育て中の家庭を支援していくことに取り組んでいます。将来の日置市や、地域の担い手になる子どもたちが健やかに成長できる環境づくり、また日置市子ども支援センターを中心とした家庭や子どもたちに係る相談・支援体制を推進します。

#### 【施策の方向】

ア 子どもの人権についての教育・啓発の推進

子どもが個人として尊重されるような社会の実現を目指して、 あらゆる機会で学習資料や人権問題啓発資料を活用して、子ども の人権についての意識向上に向けた教育・啓発活動に努めます。 子どもが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼 児・児童生徒に倫理観や規範意識など豊かな心や自ら学ぶ力など の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育の推進に努めます。

また、家庭教育学級等で家庭教育に関する親の学習機会の一層の充実を図り、家庭、学校、地域社会が一体となった地域ぐるみの学習、実践活動の推進に努めます。

#### イ 児童虐待への対応の充実

児童虐待防止に関する広報・啓発活動に努めるとともに、日置 市子ども支援センターを中心として、関係機関との児童虐待防止 ネットワークの機能の強化を図り、虐待の早期発見、早期対応に 努めるとともに、虐待を受けた子どもや保護者の保護を行います。

#### ウ いじめ・不登校への対応の充実

いじめ防止や不登校への理解と認識を深めるため、家庭、学校、地域社会が連携して、啓発活動に取り組むとともに、学校、教育委員会、関係機関、地域社会が協力して、支援体制の整備を図ります。

#### エ 相談体制の充実

子育ての悩み、児童虐待、いじめ、不登校など様々な問題を解決するため、日置市子ども支援センターにおいて、相談者に対する助言や情報提供等を行うとともに、関係相談機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関、団体と連携し情報交換を行います。

#### (3) 高齢者の人権

#### 【現状と課題】

わが国の高齢化は、出生率の低下や平均寿命の伸びを背景に急速に 進展しています。

このような中、高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会からの孤立や、介護トラブルなどの問題が起きています。特に、高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。

国においては、平成7年(1995年)12月に「高齢社会対策基本法」を施行し、これに基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢社会に向けた施策を推進してきています。要介護高齢者の増加と家族の介護負担の増加が予想されたことから、介護を社会全体で支えていくため、平成12年(2000年)に「介護保険制度」が実施され、高齢者を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

本市においても、65歳以上の人口は14,739人となり(平成24年9月末現在)、高齢化率は28.8%と3.5人に1人が65歳以上という状況でり、高齢化や核家族化が急速に進展し、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。また、寝たきりや認知症等により、介護サービスを必要とする高齢者も増加しており、社会的つながりの希薄化や身体的な衰えなどにより、外出する機会も少なくなるなど、地域や社会から孤立する高齢者や老老介護により介護うつになる高齢者も生じています。

本市においては、平成24年(2012年)3月には、「日置市老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、各種の高齢者施策を推進しています。高齢者が豊かな経験と知識を持つ者として敬愛されるとともに、自らの意思に基づき尊厳を持って暮らせる社会の実現を目指しています。

#### 【施策の方向】

ア 高齢者の人権についての教育・啓発の推進

高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の 実現を目指し、人権問題啓発資料や地域別人権問題研修会の開催 等により、人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を推進します。 そして「敬老の日」等の行事を通して長寿を祝うとともに、高齢 者のこれまでの社会貢献や果たした役割に対し、敬老意識を高め るように努めます。

#### イ 生活・社会環境づくりの推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で、安心して快適な生活を送ることができるよう、建築物・道路段差解消などのバリアフリーに対応した社会環境づくりを推進します。

#### ウ 社会参加の促進

高齢者クラブ活動やいきいきサロンなど自主的活動の支援、公 民館における自主学習グループ等の多様な学習機会の提供、地域 文化祭等のイベントの開催、人材活用などにより、高齢者の生き がいと社会参加の促進を図ります。

#### エ 雇用・就業の促進

高齢者が自分の経験と知識を活かしながら就業できるよう、日置市シルバー人材センターの活用を図り就業機会の確保に努めます。また、高年齢者の雇用を促進するための広報・啓発や、雇用促進制度の周知に努めます。

#### オ 高齢者の権利擁護の推進

認知症に対する理解を深め、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、関係団体と連携し、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の周知、普及に努めます。

また、高齢者の尊厳を保持し権利利益の擁護を目的に、平成18年(2006年)4月に施行された「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係団体等と連携し、高齢者の虐待防止に努め、ケースに応じて適切な措置が図られるよう助言に努めます。

#### カ 相談体制の充実

高齢者や、介護をしている家族などの相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、高齢者の利用しやすい相談体制の充実に努めます。

# (4) 障がいのある人の人権

#### 【現状と課題】

国においては、平成5年に、「心身障害者対策基本法」(昭和45年) が「障害者基本法」に改められ、平成16年及び平成23年には「障害者 基本法」が改正され、障がい者の自立や社会参加の支援などが示され ました。これ以降、同法の趣旨などを踏まえた様々な制度の改正がな され、現在の我が国の障がい者施策体系が構成されています。

本市では、平成19年3月に「日置市障害者計画及び障害福祉計画」 (平成19年度~平成23年度)を策定し、「ノーマライゼーション」の理 念を地域に定着させ「障がい者の完全参加と平等」の社会形成を目指 すため、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

当該計画では、国の動向やこれまでの計画の基本理念を継承し、近年における障がい者福祉を取り巻く変革を踏まえながら、新たに「日置市障がい者計画」及び「日置市障がい福祉計画」を平成24年3月に策定しました。

すべての障がいのある人は、障がいのない人と同様に自己決定の権利を有し、他者からの不当な影響を受けることなく、自らの意思に基づき選択が行われなければなりません。どこに住み、誰と生活し、どういった職業に就くかなどの自己決定や社会への参加には、障がいのある人本人の能力以外に地域社会における支援がとても重要でありますが、何よりも尊厳にふさわしい生活が保障される地域生活の権利が擁護できる施策が必要であります。

# 【施策の方向】

#### ア 人権についての教育・啓発の推進

障がいのある人を含むすべての人々にとって互いに理解し合い、ともに支えあって生きる共生社会を実現していくためには、行政が障がい者に対する各種施策を実施していくだけでなく、地域を構成するすべての人々が障がいへの知識と障がいのある人などに対して十分な理解と認識を深めていく必要があります。

そこで、各種行事やマスメディアなどを通じた広報・啓発活動 及び学校教育における福祉教育を推進するとともに、障がいのあ る人を中心とした住民同士の交流や障がいのある人自身を含む住 民ボランティア活動への参加を促進し、障がい及び障がいのある 人についての正しい理解と認識の普及に努めます。

#### イ 雇用・就業の促進

障がいのある人の就労促進を図るためには、障がいの特性に応

じた配慮が必要であり、何よりもそれは、周囲の障がいへの理解がなければ実施することはできないと考えています。障がいを理解するためには、まずは障がいのある人を身近に感じられる環境づくりが必要であり、それは職場実習を有効に活用することで推進が図れるものであります。

この考えから障がいのある人の職場実習を積極的に推進するため、日置市内の企業へ周知活動を実施します。さらに、障がい福祉サービスの就労支援事業、就労継続支援事業の内容のさらなる充実が図れるよう先進地研修会をはじめ、障がい者雇用に積極的な受け入れ企業との情報交換会などを実施し、就労を後押しできる福祉行政への提案も積極的に取り組みます。

#### ウ 権利擁護の推進

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方が安心して日常生活を営んでいくためには、本人の利益が損なわれないよう法的な支援が必要です。日常生活においては、年金の受給手続き、施設入所の福祉サービス利用のための契約締結、相続の承認、放棄など様々な重要行為を行う場面があることから、成年後見制度などの利用を図ります。

また、判断能力の程度によっては成年後見制度に限らず市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業を活用できるよう、相談支援事業所からの制度紹介や手続きのサポートなど支援体制を充実していきます。

#### エ 虐待の防止

障害者虐待防止法の施行により、平成24年10月から障がい者虐待対応の窓口などとなる「市町村虐待防止センター」としての機能を果たせるよう体制整備が必要となります。本市においては、早期発見の観点から、市基幹相談支援センターにおいて虐待の予防及び自立の支援並びに養護者に対する支援などの業務を実施することとし、今後の法制度を含めた広報・啓発に加え、病院、警察などの関係機関との連携に努め、虐待が発見された場合には、立入調査などで事実を確認し、適切な措置を実施します。

#### オー相談体制の充実

施設入所及び入院している障がいのある人の地域移行が進められており、本市においても、こうした方々がスムーズに地域で生活できるよう体制づくりが求められています。障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送れるよう、各種障害福祉サービスを充実していく必要があります。これまでの相談支援事業所による相談支援事業と、相談支援事業所で対応できない複雑困難ケースのため支援する基幹相談支援センターの相談支援により、重層的な相談支援体制を構築します。

また、基幹相談支援センターにおいては、総合的な相談支援という機能とワンストップによる支援の観点から、日置市子ども支援センターをはじめ、かごしま障害者就業・生活支援センターなどとの連携を強化し、一体的な支援体制が構築できるよう検討します。

#### (5) 同和問題

#### 【現状と課題】

昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された同和対策事業特別措置法やその後に制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されました。

本市においても、これまで生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上、啓発事業等の各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備などにおいては 一定の改善、向上がなされてきましたが、差別意識の解消については、 いまだ十分とは言えない状況であり現在でも結婚や落書等における差 別事象が見られます。

同和問題の解決に当っては、これまでの同和教育や啓発活動の中で 積み上げられてきた成果と、これまでの手法への評価を踏まえ、すべ ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として

再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え積極的に推進します。

# 【施策の方向】

ア 同和問題における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進 これまでの同和教育や啓発活動の成果を踏まえ、内容や手法を工 夫するとともに、関係機関や民間団体等と連携し、差別意識の解 消に向けた教育・啓発活動を推進します。

#### イ 差別事象への対応

結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等については、人権侵犯事件として適切な解決を図るとともに、関係者に対し、同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。

また、鹿児島地方法務局、鹿児島県等の関係機関、団体が緊密に連携しながら人権相談の促進を図ります。

#### ウ 公正な採用選考

就職に関する差別をなくするために雇用主に対して、人権に配慮し応募者の適正、能力によって採否を決める公正な採用選考が行われるよう啓発活動を推進します。

#### (6) 外国人の人権

#### 【現状と課題】

我が国では、在住外国人の急激な増加に伴い、在住外国人に対する 就労差別、言語、習慣、文化等の違いに起因するアパート・マンショ ンに係る差別的取り扱い、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等 をめぐる問題等、様々な人権問題が生じています。

これらの問題は、国民の理解が進み着実に改善されつつありますが、いまだ不十分な状況にあります。

グローバル化・ボーダレス化の進展は、地域社会のあらゆる分野に 大きな影響を与えていますが、同時に、地域社会が国際社会の中で果 たす役割や、在住外国人が地域社会の一員として生活できる環境の整 備はますます重要になってきています。

本市の住民登録している外国人数は、(平成24年9月末現在)93人となっており、国籍はアジア諸国を中心に15ヶ国となっています。

本市では、国際交流員招致事業や国際交流事業により、相互交流や地域住民と外国人との交流を図り、文化の違い、偏見や差別意識の解消を推進してきました。

今後とも、市民や各種団体等との連携を図りながら、国際化の潮流に即した事業を、総合的・多角的に展開することが求められています。このような動向を踏まえ、今後も外国文化や生活習慣を理解するための場を提供しながら国際理解を深める必要があります。

# 【施策の方向】

異なった言葉や習慣、価値観を持つ人々の文化を理解することは、個人個人が、同じ地球に暮らす一員としての意識を持つことにつながります。国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、相互扶助の精神を持って安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

また、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むよう、学校や社会における国際理解教育、人権教育、啓発活動を推進します。

#### (7) HIV感染者等の人権

#### 【現状と課題】

我が国のHIV感染症については、医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、感染症に関しての正しい知識と理解が十分に普及していないために、家族に対する偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じています。

平成11年(1999年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文では、「わが国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群(エイズ)等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受けとめ、これを教訓として今後に生かすことが必要である」とされています。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、 HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ

(AIDS)と呼んでいます。エイズは、昭和56年(1981年)にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻で、世界保健機関(WHO)は昭和63年(1988年)に「世界エイズデー」を定め、啓発活動を実施しています。

このHIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。しかし、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否などの問題が起きています。

# 【施策の方向】

#### ア HIV感染症に関する啓発活動の推進

関係機関からのポスター掲示やパンフレット配置により、HIV感染症についての正しい知識の普及を図り、エイズ患者やHIV感染者への理解を深めるために関係機関と連携し啓発活動を推進します。

#### イ エイズ教育の推進

小・中学校においては、児童生徒の発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する差別や偏見の理解に向けた教育を推進します。

# ウ相談体制の充実

エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、人権相談において、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなど、エイズ患者やHIV感染者が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

# (8) ハンセン病患者・元患者等の人権

#### 【現状と課題】

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、

発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。しかし、従来、我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、平成8年(1996年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような中、平成13年(2001年)にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下され、国による損失補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつありますが、ハンセン病に対する偏見や差別意識には根強いものがあり、患者や元患者に対する宿泊拒否や嫌がらせなどの問題が起きています。

このような動向等を踏まえ、今後も正しい知識を広く普及させることが必要です。

# 【施策の方向】

ハンセン病に関する啓発活動の推進

「ハンセン病を正しく理解する週間」を中心にハンセン病に対する 正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者に対する差別や偏見の解消 に向けた啓発活動を推進します。

#### (9) 犯罪被害者等の人権

# 【現状と課題】

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会 的関心が大きな 高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保 護を図るための施策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等は、犯罪行為による生命、身体又は財産に対する直接 的な被害を受けるだけでなく、その後の捜査や裁判等における精神的 負担、近隣の噂話や中傷、マスメディアによる行き過ぎた取材報道な ど平穏な私生活の侵害等の問題があるところです。

この対策として、平成12年(2000年)に「犯罪被害者等の保護を図

るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の制定や刑事訴訟法、 検察審査会法、少年法の改正など一連の法的措置によって、司法手続 における改善が図られたほか、平成13年(2001年)には犯罪被害者等 給付金支給法が改正され、平成16年(2004年)には、犯罪被害者等の 権利や利益を保護する犯罪被害者等基本法が制定されました。

本市でも、犯罪被害者等が地域社会で安心して生活できるようにするため、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化が求められています。

#### 【施策の方向】

# ア 犯罪被害者等の人権についての教育・啓発の推進

犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、あらゆる場を通じて理解を深めるための啓発活動を推進します。また、マスメディアに対しても自主的な取組が図られるよう理解を求めていきます。

#### イ 相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、警察など関係機関と密接に連携して、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

# (10) インターネット等による人権侵害

#### 【現状と課題】

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数に向けた情報発信、ソーシャルメディアなどを利用した不特定多数の利用者間の情報の受発信等があります。インターネットの普及により、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができるようになりました。しかし、一方では発信者の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の掲載、犯罪被疑者の実名・顔写真の掲載などの人権侵害が発生しています。

また、携帯電話の急速な普及に伴い、携帯電話のメール等を使った 誹謗中傷等による人権侵害も発生しています。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダー(インターネットへの接続事業者)に対して当該情報等の停止、削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応が行われています。

また、平成14年(2002年)5月にはプロバイダー等の自主的な対応 を促進するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び 発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)」が施行さ れ、これにより、ホームページ等において権利の侵害があった場合、 プロバイダーに対し、発信者情報の開示を請求できるようになるとと もに、相当の理由がある場合には、プロバイダーが書き込みを削除し ても発信者に対して損害賠償責任を負わないこととなりました。

インターネット等については、今後も急速な普及・発展が見込まれています。このため、インターネット等を利用する一人ひとりが個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深める人権教育・啓発の推進が求められています。

#### 【施策の方向】

#### ア 教育・啓発の推進

インターネット等を利用する一人ひとりが、人権を侵害するような情報をインターネット上に発信しないよう、学校における情報教育や市民を対象としたパソコン講習会等を通し、個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう、人権教育・啓発の推進に努めます。

# イ 相談体制の充実

インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し必要な助言や情報提供を行うとともに、相談内容に対応できるよう鹿児島地方法務局など関係機関、団体と緊密な連携を図ります。

#### (11) 北朝鮮当局による拉致問題等

#### 【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていましたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。

政府は、平成22年(2010年)までに、17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査、調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持 が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

本市においては、吹上浜で拉致問題が発生したことを踏まえ身近な問題として「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などを通して、拉致問題等についての関心と認識を深めるため、国や県と連携のもとポスター

の掲示や広報誌等での啓発に努めています。

#### 【施策の方向】

#### ア 情報の把握・提供

国及び関係自治体と連携、協力し、拉致問題等に関する情報の 把握、提供、被害者及び被害者の家族の支援に努めます。

# イ 広報・啓発

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、広報媒体を活用して啓発に努めるとともに、広く市民に対する啓発活動を推進します。

# ウ 学校における教育の充実

学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、拉致問題等についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

#### (12) その他の人権課題

これらの他にも、刑を終えて出所した人への差別や偏見、ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題、人身取引(トラフィッキング)、アイヌの人々に対する偏見などの問題があります。

このため、これらのことを踏まえながら、一人ひとりの人権が尊重 され、あらゆる差別や偏見のない社会の実現に向けて、人権教育・啓 発の積極的な推進を図ります。

#### 3 特定職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重社会の実現のためには、次に掲げる人権にかかわりの深い 特定の職業従事者に対して重点的に人権教育・啓発に関する研修等の 取組が必要です。

#### (1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を 遂行することが求められています。そのために、職員一人ひとりが知

的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮 した職務を実践していけるように研修等を実施し、職員の人権意識の 高揚に努めます。

#### (2) 教職員・社会教育関係職員

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を 及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、児童 生徒の発達段階に応じて人権教育を推進することが求められています。 そのために、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持つこと ができるよう研修体制を整備するとともに、人権教育の指導方法の充 実のため、体験型の研修を取り入れるなど研修内容の工夫・改善を行 い、教職員の資質向上と指導力の向上に努めます。

社会教育関係職員は、地域社会で人権にかかわる指導者としての 役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と 認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する指導力が身につくよ う研修等の充実に努めます。

#### (3) 医療 · 保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の医療・保健関係者は、人々の生命や健康にかかわる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このようなことから、医療・保健関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等の充実を支援します。

#### (4) 福祉関係者

民生委員、児童委員、家庭児童相談員、女性相談員、社会福祉施設職員等の福祉関係者は、生活相談などに直接かかわっていることから、プライバシーや人権尊重に十分配慮した行動が求められています。

このため、福祉施設等に対し、各職場での人権教育・啓発に関する研修等の充実を支援します。

#### (5) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしている一方、その情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、マスメディア関係者は常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが求められています。このため、マスメディア関係者に対し、人権に関する情報提供を積極的に行い、人権教育・啓発のための自主的な取組が行われるよう要請します。

#### 4 総合的かつ効果的な推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、多様な学習機会の提供と学習内容の充実、各種関係機関や団体との連携、人権教育・啓発にかかわる教職員や指導者の育成を積極的に進めていくとともに、インターネットの活用に努めるほか、人権問題を抱える人々が気軽に相談できる窓口の整備など、相談体制の充実を図っていくことが求められています。

#### (1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実

市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心が持てるよう、家庭、学校、地域社会、企業等あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。また、教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、社会奉仕体験活動や高齢者、障がいのある人との交流活動など参加体験型学習を積極的に取り入れるなど学習内容の充実を図ります。

#### (2) 連携の促進

様々な人権問題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、 本市各関係部課相互の緊密な連携に努めます。また、家庭、学校、地域社会、企業等及び各種関係機関と人権教育・啓発についての連携を 促進します。

#### (3) 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程の中で、幼児から高

齢者まで幅広い年齢の人々、様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくため、対象者の理解の程度に応じて、粘り強く実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要 であり、生涯学習の視点に立って、発達段階や地域の実情に応じ、学 校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進することが大切です。 家庭、学校、地域社会での人権教育の推進については、教職員や社 会教育関係者の指導や支援を得ながら、保護者、子ども向けの人権教 育資料を有効に活用して取り組みます。また、人権啓発については、 対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題 をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどを積極 的に活用するとともに、憲法週間(5月1日~7日)、人権強調月間 (8月)、人権週間(12月4日~10日)などの各種月間・週間に合わ せて集中的かつ重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気 運の醸成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点 から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れ るとともに、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語 り、学ぶことのできる明るく、親しみのもてる内容となるよう工夫し ます。

また、人権擁護委員が携わる啓発活動としては、人権作文コンテスト、小学生を対象とする人権の花運動や人権教室、人権にかかわる各種週間の街頭啓発が多種多様な手法で行われており、今後も連携した推進を図ります。

# (4) 人材の育成

学校、地域社会及び企業等で人権教育・啓発に当る教職員や指導者 の資質と指導力の向上など人材の育成を図ります。

#### (5) 相談体制の充実

人権問題の相談は、生活相談、教育相談、医療相談、法律相談等のかかわりがあることから、相談窓口の明確化に努めるとともに、関係機関との緊密な連携、協力を図り、また、相談員の一層の資質向上に努め、迅速な対応ができるよう相談体制の充実に努めます。

人権教育・啓発の促進に関する各種月間・週間の一覧

日・期間	名 称									
5月1日~7日	憲法週間									
6月1日	人権擁護委員の日									
6月第3日曜日~7	ハンセン病問題を正しく理解する週間									
日間										
6月23日~29日	男女共同参画週間									
7月	社会を明るくする運動									
8月	人権同和問題啓発強調月間									
9月	障害者雇用支援月間									
9月15日~21日	老人週間(9月第3月曜日は敬老の日)									
11月	児童虐待防止推進月間									
11月12日~25日	女性に対する暴力をなくす運動									
11月16日~12月25日	鹿児島レッドリボン月間(世界エイズデー									
11 Л 10 Д 12 Л 25 Д	12月1日)									
11月25日~12月1日	犯罪被害者週間									
12月3日~9日	障害者週間									
12月4日~10日	人権週間(12月10日は世界人権デー)									
12月10日~12月16日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間									

# 第 4 章 基本計画の推進

#### 1 推進体制

この基本計画の実施にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図ることとし、市長を長として構成する内部の連絡会を設置します。連絡会を中心に、関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。また、関係部課においては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種の施策を積極的に実施します。

#### 2 関係機関との連携の促進

人権教育・啓発を総合的、効果的に推進するために、国、県、市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。特に人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている鹿児島人権擁護委員協議会や鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしていきます。

さらに、NPO等による市民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を図ります。

# 3 基本計画のフォローアップと見直し

この基本計画の推進にあたっては、各部課の人権教育・啓発に関する事業を集約した実施計画書を策定し、その進捗状況について評価を行います。これにより、前年度の人権教育・啓発に関する実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すこととします。

# 用語解説 (あいうえお順)

# あ行

インフォームド・コンセント

医療関係者が患者の診断や治療に当って十分な説明を行い、患者がそれを理解納得し、同意した上で医療行為を進めること。

H I V (Human Immunodeficiency Virus)・エイズ (Acquired Immuno Deficiency Syndrome)

HIVはヒト免疫不全ウイルス。HIVは感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ(後天性免疫不全症候群)の発症までには平均10年以上かかると言われる。しかし、近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されてきている。

#### NPO

Non Profit Organization (非営利組織) の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のこと。

# か行

鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会

鹿児島地方法務局本局、知覧支局及び川内支局管内に所在する人権啓発活動に関わる機関等(本市ほか10市5町2村、鹿児島地方法務局本局、同法務局知覧支局及び川内支局、鹿児島人権擁護委員協議会、知覧人権擁護委員協議会、川内人権擁護委員協議会)が連携・協力関係を確立し、地域内における各種人権啓発活動を総括的かつ効果的に推進することを目的に平成12年7月に設立された。

#### 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害のある人が社会において、社会生活と 社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と 同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

#### グローバル化

政治経済文化などの分野が地球規模で拡大すること。

#### 憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心と した5月1日から7日までの一週間。

#### 国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。昭和50年 (1975年)

# 心の教育

家庭、学校、地域社会などの連携の下で、生命を尊重する心、美しい ものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観、正義感 など、子どもたちの豊かな心を育む教育。

# さ行

#### 参加型学習

講義形式などの知識伝達型の学習に対して、指導者と学習者、学習者向上のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気付きや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていこうとする学習。

#### 人権教育のための国連10年

平成6年(1994年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤をおく団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対

する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、平成7年(1995年)12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年(1997年)7月には、国内行動計画を策定。

#### 人権強調月間

同和対策審議会答申が出された8月を「人権啓発強調月間」と定め、 人権啓発の周知を実施して、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

#### 人権週間

昭和23年(1948年)、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を 遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日 を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする 一週間(12月4日~10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義 を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

# 人権という普遍的文化

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化(人権文化)とすること。

#### 人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

#### スクールカウンセラー

教育委員会の計画や学校の要請に応じて、学校を訪問し、教職員の教育相談に関する向上を図るとともに、保護者や児童生徒の悩み等の解消を図り、児童生徒の問題行動の解消に当たっている。

#### ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際などの要求や、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うこと。

#### 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断 能力が十分でない人が財産管理や身上監護についての、契約などの法律 行為を行うときに、本人の意思や必要性に応じて後見人等が選任される。

# 世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月に国連第3回総会において採択された国際的な 人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、 各国が達成すべき基準を定めている。

#### セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ、相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場所における様々な態様のものが含まれる。

#### ソーシャルメディア

インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

# た行

#### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会。

# 男女共同参画社会基本法

平成11年(1999年)、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

# 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。昭和61年(1986年)、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。平成9年(1997年)にセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正(平成11年(1999年)4月より施行。)

#### 同和対策事業特別措置法

昭和44年(1969年)に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の 増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図 り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標 とした。

# 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和40年(1965年)8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

#### ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいう。暴力の種類は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力、行動の束縛など多岐にわたる。

# な行

## ノーマライゼーション

障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

# は行

#### バリアフリー

社会の中に存在する障壁(バリア)を取り除くこと。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

#### ハンセン病

明治6年(1873年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい病」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

#### 福祉サービス利用支援事業

判断能力の不十分な人が地域に安心して生活を送れるよう、福祉サービスの申請代行等の利用援助や日常的な金銭管理等を行う。

#### プロバイダー等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダー (ISP: Internet Services Provider) だけでなく、掲示板を設置するウェブサイトの運営者なども規制の対象とされる。

## 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障がい者の雇用の割合。

# ボーダレス化

従来は区別や差異があり分離していた複数の事項の間で、交流や融合が起こり、その境界がなくなっていくこと。

# ま行

マスメディア (Mass Media)

新聞社、出版社、放送局など、特定少数の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の媒体(メディア)のこと。

# 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するもの。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼務する。

# や行

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア (障壁) に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

# その他

#### ※「障害」の表記について

法律や福祉制度では、漢字を用いて「障害」としていますが、本計画では法律や制度等を用いているものを除き、「障がい」や「障がいのある人」のように、「害」をひらがなで表現しています。

- 世界人権宣言
- 日本国憲法(抜粋)
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 日置市人権教育·啓発基本計画策定委員会設置要綱
- 日置市人権教育·啓発庁内委員会設置規程

# 世界人権宣言

1948 (昭和23) 年12 月10 日 第3回国際連合総会 採択

#### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない 権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であ るので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為を もたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の 到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と 圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするた めには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国 間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸 国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男 女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社 会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、 国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促 進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通 の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よっ て、ここに、国連総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣 言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国 の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指 導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承 認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努 力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準と して、この世界人権宣言を公布する。

# 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、 互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

# 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の 意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこ れに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言 に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

# 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

# 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として 認められる権利を有する。

# 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

# 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての 保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があ るまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。 人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利 を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に 反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。 第15条
  - 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
  - 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更す る権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国 の保護を受ける権利を有する。

# 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

# 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教 又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この 意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。 この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、 秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行わ れなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労

条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対 し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさ わしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場 合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

# 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む 休息及び余暇をもつ権利を有する。

# 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己 及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失 業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生 活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての 児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

# 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初 等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等 教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一 般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に 応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。 第27条
  - 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

# 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社 会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあっての み可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の 権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社 会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすこ とをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及 び原則に反して行使してはならない。

# 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、 この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又 はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈しては ならない。

# 日本国憲法(抄)

昭和22年(1947年) 5月3日施行

- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法 が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利とし て、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力 によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用 してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する 責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、 差別されない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教 団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを 保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはな らない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択 の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を 有することを基本として、相互の協力により、維持されなければなら ない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と良性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有 する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛 生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、 ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普 通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることが できる。

- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
- 第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、 命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効 力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵 守することを必要とする。

#### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

[平成12 年12 月6日 法律第147 号]

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。(国の責務)
- 第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、 その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定 し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重 される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的

な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共 団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上 の措置を講ずることができる。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。但し、第8条の規定は、 この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び 人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施 策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害さ れた場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事 項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直 しを行うものとする。

# 日置市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 日置市人権教育・啓発基本計画(以下「基本計画」という。)の 策定に当たり、広く市民の意見を求めるため、日置市人権教育・啓発 基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議及び検討を行う。
  - (1) 基本計画の策定に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関する団体の代表のうちから市長が委嘱する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。
- 2 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。 (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求 めることができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、市民福祉部市民生活課において処理する。 (その他)
- 第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。 (経過措置)
- 3 この告示の施行の日以後最初の会議は、第6条第1項の規定にかか わらず、市長が招集する。

日置市人権教育 · 啓発基本計画策定委員会委員

所属団体等(役職)	氏名
日置市人権擁護連絡協議会(会長)	野﨑楠雄
日置市小・中学校校長会(会長)	新屋盛美
日置市 Р Т А 連絡協議会 (会長)	池満 渉
日置市保育協議会(会長)	鮫島尊美
日置市身体障害者協会(会長)	佐藤彰矩
日置市高齢者クラブ連合会 (会長)	大西早苗
部落解放同盟伊集院支部 (代表)	立岡 紘
NPO法人 樹 (代表)	花木広昭
日置市民生委員・児童委員協議会	岩下輝子
主任児童委員部会(会長)	
日置市男女共同参画推進懇話会(会長)	有馬澄子

# 日置市人権教育・啓発庁内委員会設置規程

(設置)

- 第1条 日置市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、日置市人権教育・啓発庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を日置市人 権教育・啓発基本計画策定委員会に報告する。
  - (1) 人権教育及び人権啓発に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 2 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、企画課長、地域づくり課長、商工観光課長、福祉課長、健康保険課長、学校教育課長及び社会教育課長をもって充てる。

(職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、これを開 くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、市民福祉部市民生活課において処理する。 (その他)
- 第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附則

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

日置市人権教育·啓発基本計画 平成25年3月

発行 日置市 編集 市民生活課 〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地 電話(099)273-2111(代表)